

本書につき、以下の誤りがありましたので、お詫びのうえ訂正いたします。

(1) 76 頁 【訪問看護費の算定構造】

基本部分		注	注	注
		准看護師の場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1)20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (314単位)	x90/100		
	(2)30分未満 (471単位)			
	(3)30分以上1時間未満 (823単位)			
	(4)1時間以上1時間30分未満 (1,128単位)			
	(5)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (294単位) ※1日に2回を超えて実施する場合は90/100			
ロ 病院又は診療所の場合	(1)20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (266単位)	x90/100		
	(2)30分未満 (399単位)			
	(3)30分以上1時間未満 (574単位)			
	(4)1時間以上1時間30分未満 (844単位)			
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,961単位)		准看護師による訪問が1回でもある場合 x98/100		

「高齢者虐待防止措置未実施減算」及び「業務継続計画未策定減算」は、「ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合」にも適用されます。

(2) 94 頁 【特別管理加算】

(誤)

利用者の状態	単位数 (1月につき)
在宅悪性腫瘍等患者指導管理，在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレ，留置カテーテルを使用している状態	特別管理加算 (I) 500 単位

(正)

利用者の状態	単位数 (1月につき)
在宅麻薬等注射指導管理，在宅腫瘍化学療法注射指導管理，在宅強心剤持続投与指導管理，在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレ，留置カテーテルを使用している状態	特別管理加算 (I) 500 単位

(3) 100 頁 【令和6年度から令和8年度までの間の地域区分の適用地域】

「5級地」の「1単位の単価」(誤) 11.70 円 → (正) 10.70 円

※99 頁には正しい単価が記載されています。